

山梨CATV株式会社

ふる一つモバイル端末補償サービス契約約款

2016年4月1日施行

山梨 CATV 株式会社 ふる一つモバイル端末補償サービス契約約款

第1条 約款の適用

第2条 約款の変更

第3条 (申込み)

第4条 (補償対象期間)

第5条 (補償の利用回数)

第6条 (補償範囲)

第7条 (補償の対象とならない場合)

第8条 (交換用の端末)

第9条 (罹災証明書の送付)

第11条 (利用者からの解約申出)

第10条 (料金)

第11条 (補償申込み時の必要書類)

山梨CATV株式会社（以下「当社」といいます。）と当社が提供するサービスを受ける者（以下「契約者」といいます。）との間で適用される契約は次の条項によるものとします。

第1条（約款の適用）

1. 当社は、このふる一つモバイル端末補償サービス契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これによりふる一つモバイル端末補償サービス（以下「端末補償サービス」といいます。）を提供します。

第2条（約款の変更）

1. 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

第3条（権利の譲渡制限等）

1. 契約者が、「端末補償サービス」契約に基づいてサービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

第4条（申込み）

1. 端末保証サービスは、新規、機種変更もしくはMNPにより当社が販売する「ふる一つモバイル」端末機器の購入と同時に申込みが必要です。
2. 本サービスに申込みいただくことができる登録端末の台数は、本サービス利用契約1契約あたり1台とし、登録端末以外は本サービスによる補償を受けることができません。

第5条（補償対象期間）

1. 補償対象期間は、本サービスの利用登録が完了した時点から利用者としての地位を喪失した日、又はサービス有効期間満了日（3年間）のいずれか早い日までとします。

第6条（補償の利用回数）

1. 本サービスの利用登録が完了した時点を基準として利用者としての地位を喪失した日、又はサービス有効期間が満了する日（3年間）までに、補償を受けられる利用回数は年間2回までとします。

第7条（補償範囲）

1. 補償対象事故の範囲は以下に定めるとおりとします。

補償対象期間	補償内容
新品端末機器の本サービスの利用登録が完了した時（新規・機種変更・MNP）から3年間	自然故障（取扱説明書、添付ラベル等の注意書に従った正常な使用状態のもとで、発生した故障をいいます。）、破損、汚損、水濡れその他偶然な事故により登録通信端末が正常にご利用いただけない状態となった場合、以下につき補償いたします。 ①端末の修理役務サービスまたは代替登録通信端末の修理役務サービス。 利用可能回数：年間2回 自己負担金額：5,400円（※） 補償上限費用：50,000円（税抜）まで

※ 利用者が自己負担金額5,400円を負担することで当社が指定する窓口にて登録端末機器の同機種または同等品（最大50,000円税抜まで）を提供することをもって補償の履行に代えるものとします。同等品の提供にあたって、利用者は当社に対して機種又は品名その他の指定を行うことはできないものとします。

なお、利用者は本サービスの利用に先立って登録通信端末に関するデータ等のバックアップを自己の費用と責任で行わなければならない、当社の本サービスの提供に伴ってデータ等の全部又は一部について滅失既存した場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。

この場合の利用者が負担する自己負担金額の当社に対する支払いは、別途当社が指定する方法及び支払期日までに支払うものとします。

第8条（補償の対象とならない場合）

1. 前条（補償範囲）にかかわらず、以下に該当すると当社が判断した場合は補償を受けることはできません。
 - (1) 補償請求事由が利用者若しくは登録通信端末の使用上の故意または重大な過失により発生したものであるとき。
 - (2) 補償請求事由が利用者若しくは登録通信端末の使用上の犯罪行為によるものであるとき。
 - (3) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注1）。
 - (4) 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性により生じた事由。
 - (5) (3)および(4)の事由に随伴して生じた事由またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事由。
 - (6) 登録対象端末に改造（分解改造、部品の交換）を施した場合、改造に着手した後に生じた損害。
 - (7) 登録対象端末に対する修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害。
 - (8) 直接であると間接であるとを問わず、登録対象端末の摩耗、使用による品質もしくは機能の低下、虫害、鼠喰いまたは性質によるむれ、かび、変質、変色、さびもしくは腐蝕によって生じた損害。

- (9) 詐欺または横領その他の犯罪行為によって生じた損害。
- (10) 直接であると間接であるを問わず、差押え、没収、収用、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、火災消防または避難に必要な処置によって生じた場合を除きます。
- (11) 登録対象端末を廃棄または第三者に譲渡した場合。
- (12) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害。
- (13) かき傷、すり傷、かけ傷、汚れ、しみまたは焦げ等、登録対象端末の機能に直接関係のない外形上の損傷。
- (14) 自力救済行為等により生じた損害。
- (15) 風水災、その他自然災害により生じた損害。
- (16) 製造番号が確認できない登録通信端末であるとき。模造品、改造品である場合。
- (17) 補償請求事由が補償対象期間外に発生したものであるとき。第 16 条第 2 項の期限を徒過して補償請求がなされたとき。
- (18) 補償のお申し込みが第 21 条(禁止事項) に定める禁止事項のいずれかに該当するとき。
- (19) 過去に本規約、約款等への違反があり、補償のお申し込み時においてなお当該違反が是正されていないとき。
- (20) 補償請求の内容に虚偽申告があったとき、または、過去に本サービスにおいて、同一名義の利用者の補償のお申し込み内容に虚偽申告があったと当社が判断したとき。
- (21) 補償請求事由が登録通信端末の誤使用により生じたものであるとき。
- (22) 補償請求事由が登録通信端末または外部メモリ媒体に保存されていた画像データ・電話帳データ・電子メールデータ・音源データ・IC カード内のデータ、その他一切の電子データの消去による損害であるとき。
- (23) 補償請求事由がコンピューターウイルスによる障害に起因するものであるとき。
- (24) メーカーがリコールを宣言する場合に、補償請求事由が当該リコールの対象となった瑕疵自体又は瑕疵から生じたものであるとき。
- (25) 日本国外での利用によるものであるとき。
- (26) 日本国外からなされる本サービスの提供、及び申し込みがなされる場合。
- (27) 補償の申し込みが、他社が提供する端末機器に対する補償サービス（修理役務サービス）の加入契約により既に補償適応された申し込み内容と判明した場合。
- (28) 盗難、置き忘れ又は紛失等による場合。
- (29) 増設機器、周辺機器又はソフトウェアその他の設定等の登録通信端末以外のものとの相性によって正常に動作しない場合。
- (30) 使用方法の誤解等に基づく場合。
- (31) ハードディスクその他の機器の不良に起因して起こるデータの破壊その他の派生的なもの。
- (32) 登録通信端末の製造者、または当社が指定する方法又は業者等を利用されなかった場合。
- (33) 利用者以外が使用したことによって生じたもの。
- (34) 登録通信端末の部品交換等を伴わないもの。
- (35) 登録通信端末に使用する付属品又は消耗品に起因するもの。

(注 1) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注2) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注3) 核燃料物質によって汚染された物。

原子核分裂生成物を含みます。

2. 前条(補償範囲)にかかわらず、お支払期限を経過してもお支払いいただけていない利用料金(同一の利用者名義の他のサービス利用契約にかかる利用料金を含みます。)があるときは、補償を受けることができない場合があります。

3. 本サービスは、登録通信端末の盗難・紛失等に起因する登録通信端末の不正使用によって利用者または第三者に生じる損害を補償するものではありません。

第9条(交換用の端末)

1. 交換用の通信端末は、原則として補償を申込まれた登録通信端末と同一機種および同一カラーとします。ただし、登録通信端末と同一機種または同一カラーの当社通信機器が、製造終了に伴う在庫不足等の事由により困難な場合は、別途当社が指定する機種またはカラーの当社端末機器とします(これにより、交換通信端末において利用いただける機能、サービス等が変更になる場合があります。)
2. 当社が提供する交換通信端末のOSのバージョンは利用者が補償を申込まれた登録通信端末のバージョンと異なる場合があります。

第10条(罹災証明書の送付)

1. 火災による登録通信端末の焼失により、登録通信端末の補償請求事由を証明いただけない場合、利用者は、消防署等公的機関より発行される罹災証明書を当社に提出いただきます。罹災証明書の送付にかかわる送料は利用者負担とします。
2. 前項に基づき罹災証明書をお送りいただいた後であっても、登録通信端末が発見された場合は、速やかに当社に報告いただき、当社が別途定める方法により送付いただくものとします。

第11条(利用者からの解約申出)

1. 利用者は、本サービスの解約を希望されるときは、当社が別に定める方法に従い当社に対して書面、または当社が別に定める連絡先にて本サービスの解約を申し出るものとします。
2. 解約の処理は、当月末までを当月の受付とし、申し出があった月に行われるものとします。なお、解約日は処理が行われた月の末日とします。

第 12 条 (料金)

【サービス利用料金表】

サービス内容	補償期間	補償サービス料金
JC-mobile 端末補償サービス ・対象機器：登録通信端末 ・自己負担金額：5,400 円（非課税） ・修理回数：年間 2 回 ・補償限度額：50,000 円（税抜）	3 年間	月額 500 円（税抜）

第 13 条 (補償申込み時の必要書類)

【補償申込み時の必要書類】

補償申込みにあたって必要となる書類
補償を依頼した際の、旧端末に関するメーカー・店舗等のレポート等故障及び全損した事が証明できるもの。

この改正規定は 2016 年 4 月 1 日から施行します。

2016 年 12 月 1 日 第 11 条訂正